

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

あ・わ・て・な・い
一息ついてエラーを防ぐ

テクノ菱和東京本店 運動展開し災害減少図る

特集Ⅱ

造船事業者へVR研修始める
墜落状況体験し類似災害抑制

日本造船協力事業者団体連合会

ニュース

入場制限設ける案も

国交省 偽装一人親方問題で

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

2020
12 / 1
No.2367

■ 災害のあらまし ■

X社の事務員であるAは、お昼休憩中に自ら申し出て、自分を含めた社員数人分の昼食も一緒に買い出しに出かけた。その日は大雨が降っており、傘と買い物袋を両手に持っていたAは、X社に戻る途中、急な風に傘が大きくあおられ、足を滑らせてバランスを崩し、左手首の打撲と左足首を捻挫、全治2週間との診断を受けた。

■ 判断 ■

Aが負傷した時間がお昼休憩中だったことに加えて、Aが自分の昼食とともに他の社員分の昼食を買い出しに行く行為には、業務遂行性があるとは認められず、業務外と判断された。

■ 解説 ■

通常、業務上災害と判断されるには、その災害が業務に起因したものであるかどうかの業務起因性、業務遂行中に発生したものであるかどうかの業務遂行性が確認され、業務上災害かどうかの判断がなされる。業務遂行中とは、事業主の支配や管理下にある状態で発生したものとなる。このため、勤務時間中のケガについては上記2点を満たしていることから、業務上災害と判断されることがほとんどである。

一方、休憩時間については、労働基準法第34条3項に「使用者は、休憩時間を自由に利用させなければならない」と規定がある。

つまり、労働者は、休憩時間中は事業主の支配下にもなく、業務にも従事していないことになる。休憩時間中に外出することも基本的には自由である。このため、休憩時間中に転倒などでケガをすることがあつ

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
社会保険労務士 小泉事務所
東京会

所長 小泉 正典

第318回

でも業務外とされることが多い。今回はまさにそのケースだったといえる。

ただし、休憩時間中のケガであっても、社員食堂で昼食をとっている最中の被災であったり、会社の階段など事業場内の施設を利用中で、その施設に欠陥や不備があったことによるケガであれば、休憩時間中であってもそれは事業主の支配下かつ管理化にあるとして、業務には従事していない状況であっても業務上災害と認められることがある。

また、トイレや飲水などの生理的に必要なもの、かつそれが簡易なものであれば一時的に業務や作業を中止（休憩して）いても、通常業務に付随する行為として業務中とみなされるため、トイレに行った前後でつまずいて負傷したといったような場合は、業務上災害となるケースもある。

なお、Aのケガは会社へ戻る途中ではあるが、住居から会社への移動途中ではないため、通勤災害の適用も受けることはできない。

今回Aは、昼休憩時に外が大雨だったため自らの親切心で他の社員に声をかけ、その際に頼まれた分の昼食を買い出しに行っている。この際、もちろんA自身の昼食も一緒に購入しているため、休憩時間中の私的行為とみなされてしまった。もし、この「他の社員分の昼食を買い出し」に行くことをAが上司から頼まれたということであればどうであろうか。上司から頼まれている＝業務命令があったとして、会社としての休憩時間中だったとしても業務命令があれば勤務とみなされ、また自社施設外であっても、業務起因性ならびに業務遂行性が認められ、業務上となる可能性が高いと考えられる。

昨今新型コロナウイルスの影響により、



だいぶ緩和されてきたとはいえ、店内での飲食をするよりもテイクアウトを選ぶことが増えている。また、いまだ新型コロナウイルスの収束は見通せず、今後さらなる新型コロナウイルス感染拡大に伴い、再び緊急事態宣言や外出自粛など何らかの規制が出ることも考えられる。

そうなった場合、なるべく不特定多数の人との接触を減らすことを目的に、昼食時に課やグループ内での代表者が昼食を買い出しに行くことも想定されると思われる。そのような方法を例えば会社が新型コロナウイルス対策の指針として打ち出している、上司が推奨していて、買い出しの人を指定して買い出しに行かせているのか（「業務命令」があるのか）、単に同僚同士で申し合わせているだけであるのかによって、業務上災害となるのか、今回のケースのように業務外とみなされてしまうかどうかが決まるため注意が必要である。

休憩時間中の事故によるケガは、ケガに至った背景をしっかりと確認し、休憩時間中だからという一点のみで労災に該当しないと担当者が判断してしまい、労災申請を行わないことがないよう気を付けたい。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp